

○その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十九号）

最終改正 令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）及び特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法）

第二条 規則第十五条の二の三第一項第三号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものに限る。）は、別表第一の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号及び同条第三号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

2 規則第十五条の二の三第一項第三号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものを除く。）は、別表第二の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

3 規則第十五条の二の三第一項第三号に掲げる物質のうち、規則第十五条の三の三第一項の証明書を要する物質として告示で定めるものは、別表第二に掲げる物質とする。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年十二月二十八日国土交通省告示第千五百三号）

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 （平成二十六年十二月四日国土交通省告示第千二百二十五号） 抄

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成二十八年十二月二十七日国土交通省告示第千四百四十三号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成三十年十二月二十五日国土交通省告示第千三百八十四号）

（施行期日）

1 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質、液状化物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （令和二年十二月二十八日国土交通省告示第千六百号）

(施行期日)

1 この告示は令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和五年十月二日国土交通省告示第九百九十六号抄)

(施行期日)

1 この告示は令和五年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号抄)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この告示の施行の際現に船舶により運送されているその他の固体ばら積み物質の積載方法については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第1（第2条第1項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
アルファルファ	ALFALFA	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 船積み前、船長は、貨物がシードケーキに該当しないことを確認すること。</p>
アルミナ	ALUMINA	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。</p>
焼成アルミナ（焼成粘土）	ALUMINA, CALCINED	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>六 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。</p>
アルミナシリカ	ALUMINA SILICA	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す</p>

		<p>るための措置をとること。</p> <p>六 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。</p>
アルミナシリカペレット	ALUMINA SILICA, Pellets	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>六 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
硝酸アンモニウム系肥料	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER	<p>一 熱源と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>九 積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>十 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>十一 航海中、非常時を除き、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十二 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>十三 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
硫酸アンモニウム [硫安]	AMMONIUM SULPHATE	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p>

		<p>五 船積み中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>八 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十一 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>十二 陸揚げ後、積載場所を十分に清掃すること。ただし、引き続き本貨物を積載する場合は、この限りでない。</p>
アンチモン鉱及び残滓	ANTIMONY ORE AND RESIDUE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
バライト（重晶石）	BARYTES	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
ボーキサイト	BAUXITE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>三 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p>
バイオスラッジ	BIOSLUDGE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
ホウ砂（五水和物） [ホウ酸ソーダ（五水和物）]	BORAX (PENTAHYDRATE CRUDE)	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p>

		<p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>六 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>
ホウ砂（無水物） （天然又は精製）	BORAX, ANHYDROUS (crude or refined)	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>五 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>
褐色溶融アルミナ	BROWN FUSED ALUMINA	<p>一 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。</p> <p>二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。</p>
水滑石	BRUCITE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p>
硝酸カルシウム肥料	CALCIUM NITRATE FERTILIZER	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 航海中、積載場所を通風しないこと。</p>
カーボランダム（ 金剛砂）	CARBORUNDUM	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、機器の故障を防止するための措置をとること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
セメント	CEMENT	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 船積み中、船舶が水面に対し傾かないようにすること。</p> <p>六 貨物の表面の水面に対する角度が25度を超えないように荷繰りすること。</p> <p>七 航海開始前、貨物の流動がないことを確認すること。</p>

		<p>八 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>十 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十一 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十二 航海中、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。</p> <p>十三 ビルジ管等の閉塞を防止するための措置がとられている場合を除き、積載場所のビルジを吸引しないこと。</p> <p>十四 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。</p> <p>十五 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。</p>
セメントクリンカー	CEMENT CLINKERS	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十 船積み後、ハッチを閉鎖すること。</p> <p>十一 航海中、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。</p> <p>十二 ビルジ管等の閉塞を防止するための措置がとられている場合を除き、積載場所のビルジを吸引しないこと。</p> <p>十三 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。</p>
シャモット	CHAMOTTE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p>

		<p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
緑泥石	CHLORITE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
切り刻まれたゴム及びプラスチック絶縁材	CHOPPED RUBBER AND PLASTIC INSULATION	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>三 船長は、貨物が汚れていないプラスチック及びゴム材料のみで構成されていることを確認すること。</p> <p>四 積載期間が5日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。</p>
クロムペレット	CHROME PELLETS	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
クロム鉄鉱（クロミウム鉱）	CHROMITE ORE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
二枚貝の殻	CLAM SHELL	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 陸揚げ後、積載場所及びビルジウエルを十分に清掃し、洗い流すこと。</p>
粘土	CLAY	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のビルジウエルを十分に清掃すること。</p>
粗く切り刻まれたタイヤ	COARSE CHOPPED TYRES	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>七 船積み前、船長は、以下の事項を確認すること。</p> <p>イ 貨物が油分を含む物品又は残渣を含んでいないこと。</p> <p>ロ 貨物が15日間以上覆いのある場所で外気に通じた状態で保管したものであること。</p>

		八 積載期間が5日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。
粗い鉄鋼スラグ及びその混合物	COARSE IRON AND STEEL SLAG AND ITS MIXTURE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
コークス（石炭から製造）	COKE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 三 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
灰ホウ鉱	COLEMANITE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
銅パーグラニューール	COPPER GRANULES	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
銅パーマット	COPPER MATTE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
粉碎されたカーボンアノード	CRUSHED CARBON ANODES	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
氷晶石	CRYOLITE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
リン酸二アンモニウム	DIAMMONIUM PHOSPHATE (D. A. P.)	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九 航海中、積載場所を通風しないこと。 十 航海中、積載場所における結露及び貨物の表面からの水分の発生がないこと並びにハッチから当該場所に水が入らないことを定期的に確認すること。 十一 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
可溶性の乾燥穀類	DISTILLERS DRIED	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。

蒸留物	GRAINS WITH SOLUBLES	<p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 船積みは、開放された環境下で行うこと。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>
ドロマイト	DOLOMITE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
ダナイト	DUNITE	<p>一 規則第十五条の四の規定にしたがって荷練りすること。</p>
長石（塊）	FELSPAR LUMP	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
フェロクロム	FERROCHROME	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
フェロクロム（発熱性のもの）	FERROCHROME, exothermic	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p>
フェロマンガ	FERROMANGANESE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
フェロニッケル	FERRONICKEL	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
フェロニッケルスラグ（粒状のもの）	FERRONICKEL SLAG (granulated)	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
硫酸第一鉄七水合物	FERROUS SULPHATE HEPTAHYDRATE	<p>一 酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 目及び皮膚との接触を避けること。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>十 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十一 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>十二 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>十三 陸揚げ後、積載場所及びビルジウエルを十分に清掃し、洗い流すこと。</p>

肥料（硝酸塩を含まないもの）（非危険物）	FERTILIZERS WITH OUT NITRATES (non-hazardous)	<ul style="list-style-type: none"> 一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 五 航海中、積載場所を通風しないこと。 六 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
フライアッシュ（乾式）	FLY ASH, DRY	<ul style="list-style-type: none"> 一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 七 航海開始前、貨物の流動がないことを確認すること。 八 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十一 船積み後、ハッチを閉鎖すること。 十二 航海中、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。 十三 積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。 十四 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。 十五 陸揚げ後、積載場所を十分に清掃すること。ただし、引き続き本貨物を積載する場合は、この限りでない。
多孔質ガラス砂利	FORM GLASS GRAVEL	<ul style="list-style-type: none"> 一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 陸揚げ時には、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用した訓練された者以外の積載場所への立入りを禁止すること。
ガラスカレット	GLASS CULLET	<ul style="list-style-type: none"> 一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。

		<p>二 ガラスカレットを扱う者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>三 荷役作業中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。</p>
スクリーニングペレット	GRAIN SCREENING PELLETS	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより油分及び水分を確認すること。</p> <p>六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>七 積載場所のハッチは風雨密であること。</p>
粒状硫酸第一鉄	GRANULAR FERROUS SULPHATE	<p>一 酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 目及び皮膚との接触を避けること。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>十 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十一 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>十二 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>十三 陸揚げ後、積載場所及びビルジウエルを十分に清掃し、洗い流すこと。</p>
粒状スラグ	GRANULATED SLAG	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 船積み前、貨物の温度が摂氏50度以下であることを確認すること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
粒状タイヤゴム	GRANULATED TYRE RUBBER	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を</p>

		<p>使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>三 船長は、貨物が洗浄されたゴム材料のみで構成されていることを確認すること。</p> <p>四 積載期間が5日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。</p>
石こう	GYPSUM	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において船積みをしないうこと。</p> <p>三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。</p>
石こう（造粒品）	GYPSUM GRANULATE D	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
チタン鉄鉱（岩石）	ILMENITE (ROCK)	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 粉じんの吸入を避けること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
鉄鉱石	IRON ORE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p>
鉄鉱石ペレット	IRON ORE PELLETS	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p>
焼結鉄鉱	IRON SINTER	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
鉄精錬から生じる副生物	IRON SMELTING BY -PRODUCTS	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物を落下させないよう、積載すること。</p> <p>三 貨物は、内底板に集中荷重が加わらないよう積載すること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 陸揚げ時、貨物の落下により損傷するおそれのある場所をダンネージを用いて保護すること。</p> <p>六 陸揚げ後、船体の損傷を確認すること。</p>
鉄岩	IRONSTONE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>

		<p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
曹灰長石	LABRADORITE	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
鉛鉱	LEAD ORE	<p>一 腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
石灰石	LIMESTONE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p>
死焼マグネシア [重焼マグネシア]	MAGNESIA (DEADBURNED)	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 船長は、貨物が十分に熱処理されていることを確認すること。</p>
マグネサイト（天然のもの）	MAGNESITE, natural	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
硫酸マグネシウム肥料	MAGNESIUM SULPHATE FERTILIZERS	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 目及び皮膚との接触を避けること。</p> <p>七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p>

		<p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>八 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>十一 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>十二 陸揚げ後、積載場所及びビルジウエルを十分に清掃し、洗い流すこと。</p>
マンガン系合金鉄スラグ	MANGANESE COMPONENT FERROALLOY SLAG	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
マンガン鉱	MANGANESE ORE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
大理石片	MARBLE CHIPS	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
リン酸一アンモニウム	MONOAMMONIUM PHOSPHATE (M. A. P.)	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>八 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十 航海中、積載場所における結露及び貨物の表面からの水分の発生がないこと並びにハッチから当該場所に水が入らないことを定期的を確認すること。</p> <p>十一 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>

粒状カンラン石（砂利を含む）	OLIVINE GRANULAR AND GRAVEL AGGREGATE PRODUCTS	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
ピーナツ（殻付きのもの）	PEANUTS (in shell)	一 熱源と同一の船倉又は区画に積載する場合は、水平距離で3m以上離すこと。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七 航海中、積載場所を通風しないこと。
礫（海中採取したもの）	PEBBLES (sea)	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物を落下させる場合は、落下により船体が損傷しない高さからとすること。
ペレット（精鉱）	PELLETS (concentrates)	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
パーライト	PERLITE ROCK	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
リン酸塩（脱フッ素処理したもの） [リン酸肥料（脱フッ素処理したもの）]	PHOSPHATE (defluorinated)	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
焼成リン鉱石	PHOSPHATE ROCK (calcined)	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

		八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
不焼成リン鉱石	PHOSPHATE ROCK (uncalcined)	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
銑鉄	PIG IRON	<p>一 貨物を落下させる場合は、落下により船体が損傷しない高さからとすること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の残渣を洗い流す前、ビルジウエルを清掃すること。</p>
ポタッシュ	POTASH	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>六 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>七 陸揚げ後、積載場所を十分に清掃すること。ただし、引き続き本貨物を積載する場合は、この限りでない。</p>
塩化カリウム	POTASSIUM CHLORIDE	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>七 船積み後、ハッチを閉鎖すること。</p> <p>八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>九 陸揚げ後、積載場所及びビルジウエルを十分に清掃し、洗い流すこと。</p>
硝酸カリウム	POTASSIUM NITRATE	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定にしたがって荷練りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより貨物が酸化性物質に該当しないことを確認すること。</p> <p>八 航海中、積載場所を通風しないこと。</p>

		九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
硫酸カリウム	POTASSIUM SULPHATE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
軽石	PUMICE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
黄鉄鉱（銅及び鉄を含有するもの）	PYRITE (containing copper and iron)	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
パイロフィライト [葉ろう石]	PYROPHYLLITE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石英	QUARTZ	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
珪石	QUARTZITE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、機器の故障を防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
ケルン石（無水物）	RASORITE (ANHYDROUS)	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ルチルサンド [金 紅石]	RUTILE SAND	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二 雨中において船積みをしないうこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 五 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
塩	SALT	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三 雨中において船積みをしないうこと。

		<p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>六 積載場所の貨物と接触する部分には、腐食を防止するための措置をとること。</p> <p>七 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>八 船積み後、ハッチを閉鎖すること。</p>
ソルトケーキ	SALT CAKE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
岩塩	SALT ROCK	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
砂	SAND	<p>一 貨物が樹脂で覆われた工業用の砂である場合は、熱源と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>八 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 乾燥させること。</p> <p>ロ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
金属くず	SCRAP METAL	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 荷役時、貨物の落下により損傷するおそれのある場所をダンネージを用いて保護すること。</p> <p>五 船積み時、船倉の船首尾方向の中心線から周囲に拡散するよう、積載すること。</p> <p>六 荷役後、船体の損傷を確認すること。</p> <p>七 積載場所を通風する場合は、貨物の表層のみを通風すること。</p> <p>八 積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。</p> <p>九 船倉の清掃をする場合は、鋭利な破片が存在することを周知すること。</p> <p>十 陸揚げ後、残渣を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウエルから、漏れた油を取り除くこと。</p>
シードケーキ及び油分の多い植物を処理した残滓	SEED CAKES AND OTHER RESIDUES OF PROCESSED OILY VEGETABLES	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉</p>

		<p>鎖すること。</p> <p>五 貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。</p> <p>六 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、非危険物であって自己発熱特性を有しないものであることを確認すること。</p> <p>七 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>八 船積み前、貨物を養生すること。</p> <p>九 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十一 積載場所のハッチは風雨密であること。</p>
シリコマンガン（カーボサーミック法によって生成されたもの）	SILICOMANGANESE (carbo-thermic)	<p>一 酸、塩基、酸化力の強い物質、還元力の強い物質及び食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
シリコンスラグ	SILICON SLAG	<p>一 酸又は塩基の物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
ソーダ灰（凝縮されたもの及び粉状のもの）〔炭酸ナトリウム（凝縮されたもの及び粉状のもの）〕	SODA ASH (Dense and light)	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>六 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 陸揚げ後、積載場所を十分に清掃すること。ただし、引き続き本貨物を積載する場合は、この限りでない。</p>
硝酸ナトリウム	SODIUM NITRATE	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定にしたがって荷練りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより貨物が酸化性物質に該当しないことを確認すること。</p> <p>八 航海中、積載場所を通風しないこと。</p>

		九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
硝酸ナトリウム及び硝酸カリウム混合物	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより貨物が酸化性物質に該当しないことを確認すること。</p> <p>八 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>
ステンレス鋼研磨滓	STAINLESS STEEL GRINDING DUST	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
採石くず	STONE CHIPPINGS	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
砂糖（粗糖、黒砂糖、精製糖）	SUGAR	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p>
カリとマグネシウムの硫酸塩	SULPHATE OF POTASH AND MAGNESIUM	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p>
硫黄（成形されたもの）	SULPHUR (formed, solid)	<p>一 酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 積載場所を海水で洗い流さないこと。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>五 荷役作業中、貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、機器類が故障することを防止するための措置をとること。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するため</p>

		<p>の措置をとること。</p> <p>九 船積み後、ハッチを閉鎖すること。</p> <p>十 積載場所を通風する場合は、貨物の表層のみを通風すること。</p> <p>十一 陸揚げ後、積載場所を清水によって十分に清掃し、洗い流すこと。</p>
過リン酸石灰 [重過リン酸石灰]	SUPERPHOSPHATE	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置をとること。</p> <p>七 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>
タコナイトペレット	TACONITE PELLETS	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
滑石	TALC	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
タピオカ	TAPIOCA	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>五 航海中、積載場所を通風しないこと。</p>
尿素	UREA	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>六 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>七 陸揚げ後、積載場所を十分に清掃し、洗い流すこと。</p>
バーミキュライト [蛭石]	VERMICULITE	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>五 船長は、貨物中の石綿の含有量が1%未満であることを確認すること。</p>

白水晶	WHITE QUARTZ	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
ジルコンサンド	ZIRCONSAND	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 ビルジュエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>

別表第2（第2条第2項及び第3項関係）

品名	積載の方法
粗い煉瓦屑	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 荷役装置の船体への接触又は貨物の落下により船体が損傷しないよう船積みすること。
鋳物廃砂	一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
汚染土壌	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、荷役作業をしないこと。 二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
汚泥（セメント原料）	一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
汚泥、燃え殻、ばいじんその他の産業廃棄物の固化処理物	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、荷役作業をしないこと。 二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
改良汚泥	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
カルシウムアルミネート	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
がれき	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 荷役装置の船体への接触又は貨物の落下により船体が損

	傷しないよう船積みすること。
カンラン岩	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
木くずと油性又は水性廃棄物及び汚泥の混合物	一 可燃性物質及び自然発火性物質に該当しないことを確認すること。 二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 三 積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。
きざんだ天然ゴムくず	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。
きざんだプラスチック	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。
キュボラダスト	一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
キュボラダスト（造粒されたもの）	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
原料汚泥	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、荷役作業をしないこと。 二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。
高炉系ダスト（液状化するおそれのないもの）	一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
混合処理土（建設工事用）	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。

酸化第二鉄	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
水底土砂（建設工事用）	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 船積み前、船積み中に波高が1.5mを超えるおそれがないことを確認すること。</p> <p>三 航海開始前、航行予定海域の波高が1.5mを超えるおそれがないことを確認すること。</p>
水底粘性土（近海運搬用）	<p>一 最大幅が20mを超える船倉に貨物を積載しないこと。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 航海開始前、貨物の表面を人が歩けることを確認すること。</p>
石炭灰（液状化するおそれのないもの）	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合においては、この限りでない。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
石炭灰造粒物	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
石灰ダスト（加湿したもの）	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>

ソーダ石灰ガラス（破碎したもの）	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>二 陸揚げ又は船倉の清掃をする場合は、鋭利な破片が存在することを周知すること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
脱水汚泥	<p>一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、荷役作業をしないこと。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p>
鉄鋼スラッジ（液状化するおそれのないもの）	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
電気炉系乾ダスト	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
電気炉系ダスト（造粒されたもの） （液状化するおそれ及び化学的危険性を有するおそれのないもの）	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
陶磁器くず等破碎品	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p>
土砂（瓦礫、コンクリートガラ、砂利等が混合したもの）	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
土砂（建設工事用）	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>二 船積み前、船積み中に波高が1.5mを超えるおそれがないことを確認すること。</p> <p>三 航海開始前、航行予定海域の波高が1.5mを超えるおそれがないことを確認すること。</p>

鉛スラグ	<p>一 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。ただし、全長100mを超える船舶に積載する場合においてはこの限りでない。</p> <p>二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>五 航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。</p>
熱間成型還元鉄ダストブリケット（化学的危険性を有するおそれのないもの）	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 船積み前、船長は、船積みに適した貨物であることを確認すること。</p> <p>三 船積み時、微細な（粒径が6.35mm以下の状態をいう。以下同じ。）貨物を追加しないこと。</p> <p>四 船積み時、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最小化するための措置をとること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。</p>
ばいじん（製紙スラッジ焼却湿灰）	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
ばいじん（中和湿灰）	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p>

	<p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
ばいじん（ボイラー湿灰）	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
パーム椰子殻	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>三 陸揚げ時、積載場所に立ち入る際は、ハッチを開けて十分な通風を行うこと。</p> <p>四 航海中、積載場所に立ち入らないようにすること。</p>
ベツトマテリアルアッシュ（乾式）	<p>一 積載中、貨物を外気にさらさないこと。</p>
ベツトマテリアルアッシュ（湿式）	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 荷役装置の船体への接触又は貨物の落下により船体が損傷しないよう船積みすること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
無水珪酸ナトリウム（カレット）	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
燃え殻	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中</p>

	<p>において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
溶解・伸鉄用鉄鋼スクラップ（「切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793」を含まないものに限る。）	<p>一 貨物が危険物に該当しないことを確認すること。</p> <p>二 貨物を落下させないように、積載すること。</p> <p>三 船積み時、船倉の船首尾方向の中心線から周囲に拡散するよう、積載すること。</p> <p>四 荷役後、船体の損傷を確認すること。</p> <p>五 積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。</p> <p>六 荷役時、貨物の落下により損傷するおそれのある場所をダンネージを用いて保護すること。</p> <p>七 清掃前、鋭利な破片が存在することを周知すること。</p> <p>八 陸揚げ後、残渣を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウエルから、漏れた油を取り除くこと。</p>
溶融スラグ（液状化するおそれ及び化学的危険性を有するおそれのないもの）	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
硫酸法酸化チタン粒状中和滓	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
粒状四三酸化鉄	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
煉瓦屑	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
煉瓦屑と燃え殻の混合品	<p>一 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉</p>

鎖すること。

三 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。

四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。

五 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
その他の身体を保護する保護装具を着用すること。